# 平成３０年度
# 「福祉のしごと　相談・面接会」（地域密着面接会）開催要項

**１　目　　的**

この相談・面接会は、身近な地域の中で、持っている福祉の資格を活かして仕事がしたい、福祉の仕事に関心があって福祉の職場で働いてみたいという就労意欲のある人材を掘り起し、求人施設・事業所と結び付けることにより、福祉人材の確保に資することを目的とする。

**２　主　　催**　社会福祉法人　三鷹市社会福祉協議会
社会福祉法人　東京都社会福祉協議会　東京都福祉人材センター

**３　共　　催**　三鷹市（予定）、三鷹市介護保険事業者連絡協議会（予定）

**４　後　　援**　ハローワーク三鷹（予定）

**５　日　　時**　平成３０年１１月３日（土・祝）午後１時　～３時３０分
（求職者受付　午後１２時４５分～３時まで）

**６　会　　場**　三鷹市公会堂別館さんさん館多目的会議室ＡＢ
〒１８１－００１４　三鷹市野崎１－１－１

**７　内　　容**

(1) 相談・面接会
面接会冒頭で、福祉の仕事に関する説明やＰＲを行う。その後、出展施設・事業所は、福祉の仕事に関心のある求職者と相談・面接を実施する。

(2) 相談コーナー
福祉の仕事に関心はあるがよくわからないという方や、まずはボランティア活動をしてみたいという方を対象とした相談を実施する。

**８　出展施設・事業所の要件**

三鷹市内の介護施設・事業所、社会福祉法人を中心に３０カ所を予定。
※介護保険事業者は平成３０年８月１日時点で三鷹市介護保険事業者連絡会会員であること。
原則として、以下（1）～（6）の要件を満たしている施設・事業所が対象となります。
**登録ヘルパーは別途ブースを設置して相談・面接を行います。**

(1) 東京都福祉人材センターの求人取扱い範囲(下記①～⑥にあげる事業所における全職種及び⑦の職種)の求人がある施設・事業所
①社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業（事業実施者が社会福祉法人の場合は、公益事業も含む）を行う事業所
②介護保険法に規定する介護保険事業所
③障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
④その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事業所等
⑤地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所
⑥行政の相談所等(本庁部局及び出先機関を含む)
⑦社会福祉の国家資格等を必要とする職種(上記①～⑤以外の事業所を含む)

(2) 求人の内容が、労働関係法規を遵守していること

(3) 募集時点で、労働条件を明示できる求人であること
(4) 非常勤・パート等、正規職員以外の求人があること
(5) 事業所の見学を希望する求職者には、対応すること
(6) 参加が決定した場合は、開催日当日まで求人枠を確保すること

## ９　求人の数及び内容

(1) 募集できる求人は１事業者５つまでとする（同職種でも雇用形態が違う場合は求人票が別になります。）
(2) 募集できる地域は三鷹市および三鷹市に隣接した地域の求人とする

## １０　参加対象者

福祉の資格をお持ちの方、福祉の仕事に関心のある方

## １１　広報等について（予定）

(1) 社会福祉協議会の広報紙・ホームページに掲載
(2) 市の広報紙への掲載
(3) ハローワーク三鷹のホームページ掲載およびちらし配布
(4) 東京都社会福祉協議会ホームページに掲載
(5) 東京都福祉人材センター及び東京しごとセンター内でのちらしの配布
(6) 東京都福祉人材センターに求職登録している求職者へのダイレクトメール
(7)「福祉のお仕事」求職者マイページ登録者へのメール送信
(8) 都内特別支援学校　など

## １２　開催までのスケジュール

(1) 出展事業者募集・・・・８月上旬～８月３０日（木）〆切
社協が事業者連絡会会員へ FAX で申込用紙等を送付。ケア倶楽部（８月１日～）、社協 HP（８月１日～）からもプリントアウト可。
(2) 出展可否通知発送・・・９月上旬
社協から申込事業者へ送付します。
(3) 福祉のしごと相談・面接会専用求人票作成・・・９月１９日（水）〆切
出展が決定した事業者がハローワークで、~~専用~~求人票を作成します。作成方法は、出展決定通知と一緒に送付します。
(4) 求人票のホームページ掲載・・・・９月１９日（水）以降随時
専用求人票が出来次第、ハローワーク三鷹のホームページに掲載します。
また、１０月下旬に東京都福祉人材センターのホームページに求人の概要を掲載します。
(5) 相談・面接会実施・・・・１１月３日（土・祝）

## １３　採用結果の報告について

終了後、１１月下旬ごろに採用の有無を社協が FAX でうかがいます。お手数ですが採用の可否を社協へ返信して下さい。